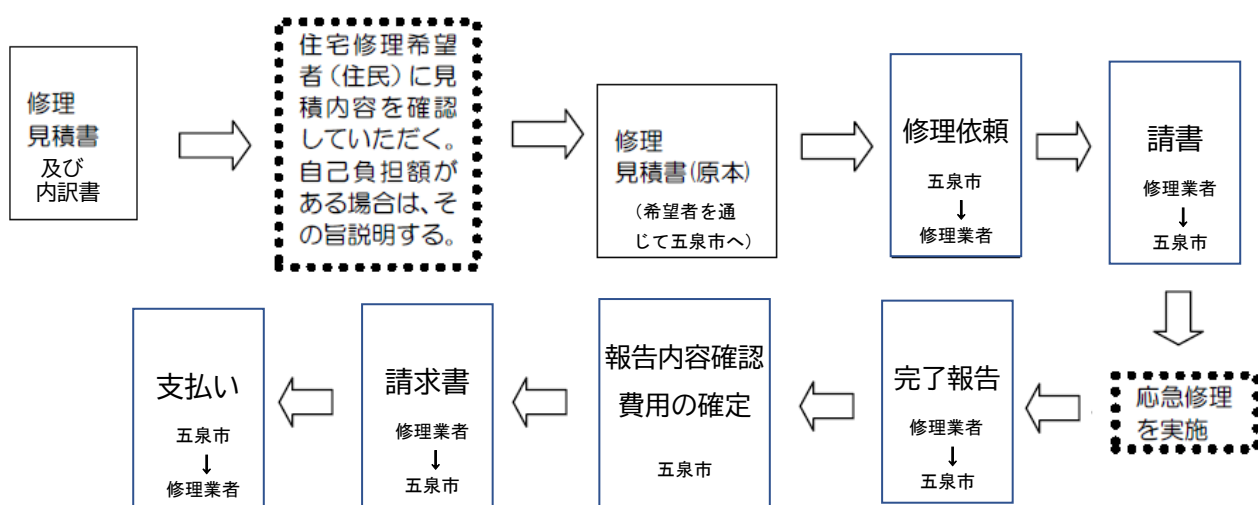


＜修理業者の方へ（応急修理制度利用にあたる留意点）＞

- ・住宅の応急修理を希望する市民の方に対し、見積書の作成をお願いします。
 - ・別添の様式第3号により修理見積書および内訳書（参考様式あり）を作成してください。
 - ・修理見積書については修理希望者へ内容を説明のうえ、修理希望者へお渡してください。
 - ・市（担当：都市整備課 建築住宅係）は、修理希望者より提出された修理見積書等を審査し、適正と判定された後、修理業者あてに修理依頼書を交付します。
- ※詳しくは、市ホームページの『手続きの流れ（フローチャート）』をご確認ください。



【応急修理の対象となる工事内容】

別紙1『対象範囲図』及び 別紙2『国・県制度 対象区分表』をご確認ください。

（※対象となるかどうか迷う場合等、詳しくはお問合せください）

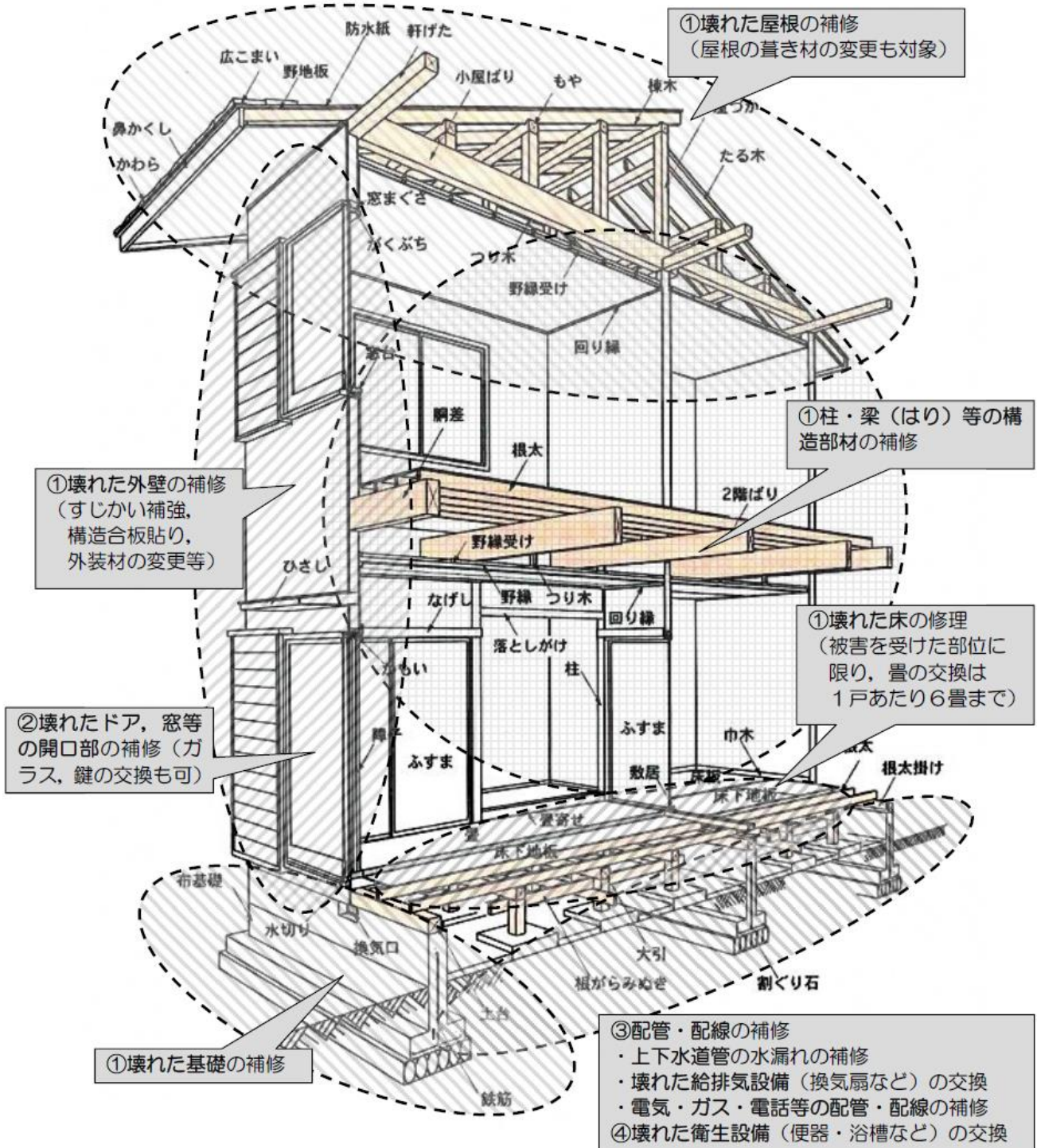
【注意点】

- ・工事の完了後、工事完了報告書（様式第7号）の提出が必要となります。
- ・完了報告書には、①修理前・②修理中・③修理後の写真添付が必要となりますので、各工事写真の管理をよろしくをお願いします。
- ・修理希望者の方へ見積内容を説明する際に、自己負担分がある場合はその旨をご説明願います。応急修理制度対象の代金（国・県制度の合計額）については、五泉市から修理業者へ直接支払われますが、制度対象以外の代金については、直接 修理希望者の方と契約・請求して頂くこととなります。
- ・市への請求手続き等、不明な点は以下の問合せ先までご連絡ください。

【お問合せ先】

五泉市都市整備課 建築住宅係
電話 0250-43-3911（内線348・349）

別紙1 対象範囲図（※令和6年1月1日発生地震により被災した部分に限る）



【注意点】

- ・ ①～④は優先度を表します。
- ・ 内装は原則として対象外（例：間仕切り壁及び天井の仕上げ、襖、障子など）
（ただし災害による被害が原因で壊れた壁の補修については、補修する壁に限り壁紙などの内装は対象となります。畳は内装に該当しますが、壊れた床の補修と併せて行わざるを得ない場合に限り1戸あたり6畳まで対象となります。）
- ・ 家電製品、家具等は対象外です。

別紙2 国・県制度 対象区分表

全体工事のうち、次の要件に当てはまるものは、それぞれ、国制度、県制度の対象工事に区分してください。

部位	損傷の現状	工事内容	
		国制度の対象範囲	県制度の対象範囲
各部位 共通		日常生活に必要欠くことのできない、居室(居間・寝室)・炊事場・便所・浴室・玄関・これらをつなぐ廊下のための工事であり、客間・仏間・床の間・書斎・収納・靴箱等は含まない	国制度に準じる
屋根	瓦の落下、ずれ等	・損傷箇所(屋根材の変更を含む)	・損傷箇所の修理とこれに連続した屋根部分
	金属板の損傷(変形、はがれ、ずれ、浮き等)	・損傷箇所(屋根材の変更を含む)	・損傷箇所の修理とこれに連続した屋根部分
	屋根防水の損傷	・損傷箇所(屋根材の変更を含む)	・損傷箇所の修理とこれに連続した屋根部分
	屋根下地の損傷	・損傷箇所(屋根材の変更を含む)	・損傷箇所の修理とこれに連続した屋根部分
	小屋組の損傷	・損傷箇所	
天井	落下、ずれ、たわみ等	・損傷箇所(漏水が原因のたわみ等は、落下の危険がある場合に限る)	・損傷箇所の修理とこれに連続した天井部分
梁	折損、割れ等	・損傷箇所(梁の取替や、梁の応急修理が不可能な場合の壁の新設を含む)	
柱	折損、欠損、割れ、ずれ等	・損傷箇所(柱の取替や、柱の応急修理が不可能な場合の壁の新設を含む)	
接合部	はずれ、割れ、ずれ等	・損傷箇所	
	金物の腐食等	・損傷箇所(接合部が損傷する危険がある場合に限る)	
壁	外壁の損傷(崩れ、傾斜、ひび、剥離、浮き等)	・損傷箇所(外壁材の変更を含む。断熱材、内装の補修は壁体の修理と併せて行う部分に限る→※2。漏水が原因の剥離、浮き等は、耐力低下の危険がある場合に限る)	・損傷箇所
	内部壁の損傷	・損傷箇所(耐力壁に限る。内装の補修は壁体の修理と併せて行う部分に限る→※2)	・損傷箇所
開口部	玄関戸損傷	・損傷箇所(カギの取替含む)	
	サッシ損傷	・損傷箇所(ガラス(ペアガラス可)、カギ取替含む)	
	内部建具(ふすま、障子戸、ドア等)損傷	—	・損傷箇所
床	床損傷	・損傷箇所(ただし、量は6畳相当を限度→※2)	・損傷箇所
基礎	土台損傷	・損傷箇所	
	柱はずれ	・損傷箇所	
	基礎損傷(崩れ、ひび等)	・損傷箇所	
	基礎沈下	・損傷箇所	
設備	上下水道配管の損傷	・損傷箇所(配管理め込み部分の壁等のタイル補修を含む)	
	電気設備の損傷	・損傷箇所(スイッチ、コンセント、ブラケット及び設備修理と併せて行わざるを得ない床壁等の補修を含む)	
	ガス設備の損傷	・損傷箇所(ガス栓及び設備修理と併せて行わざるを得ない床壁等の補修を含む)	
	給湯設備の損傷	・損傷箇所(灯油タンクを含む)	
	電話設備の損傷	・損傷箇所(ジャック及び設備修理と併せて行わざるを得ない床壁等の補修を含む)	
	便器、浄化槽の損傷	・損傷箇所(便器はロータンクを含むが、洗浄機能の付加された部分は含まない。設備の取替と併せて行わざるを得ない床、壁等の補修を含む)	・損傷箇所
	風呂の損傷	・損傷箇所(風呂釜、給湯設備含む)	
	給排気設備の損傷	・損傷箇所(給排気設備の取替等)	
全体	家の傾斜	・家起こし(筋交の取替、耐震合板の打付等の耐震性確保のための措置を伴うもの)	